

インタビュー

横川和博先生に聞く

横川和博

聞き手（経済学会運営委員）岡田健一郎

岡田—今回、横川先生が一旦退職され、もちろんこのまま今後もお勤めいただくわけなのですが、お祝いも兼ねていろいろお話を伺いたいなと思っております。

テーマとしては、研究、社会活動、教育という3本柱を立ててお話を伺っていくんですが、一つは、横川先生がこれまでどういう研究をしてきたか、社会との関わり、そして、どういう教育をされてきたのかというのをもう一度私たちも知りたいということ。もう一つは、それを通して、経済法とか、あるいは、高知市とか高知県という地域、それから高知大学の歩みというか歴史みたいなものもそこから見えてくると思うので、そこもぜひ知りたいなと思ってお話を伺わせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

1. 研究

岡田—では、最初に研究からいきたいと思います。経済法の担当の教員として勤めてこられました、その中にも色々な分野があると思います。今回は四つ、ポイントを押さえて伺っていきたいなと思います。イギリスの独占禁止法(独禁法)、それから日本における独占禁止法の実証研究、消費者法、そして地域研究というテーマを一応立てています。

その前に、法学には様々な分野があると思うのですが、その中でなぜ経済法という分野の研究をやっていたかと思われたのか、簡単にお伺いしたいのですが。

横川—早稲田大学の法学部に進んだときに、それほど目的意識もなく、すべり止めで法学部に入っちゃってという感じで……。二浪してもう一回、別の、本当に行きたかったところに行こうかと思ってたんですけど、新入生歓迎の講演会（渡辺洋三先生とか鶴飼信成先生）を聞いたり、法学入門の授業受けたりしたら、意外に法学というのが面白くて、法学を勉強しようというふうに1年生のときにそうなる。で、目的意識はありませんからとにかく憲法を勉強して、民法を勉強して、刑法を勉強しようという感じで。その当時の早稲田はゼミというのが、要するに抽選で半分ぐらいしか取れないという状況だったんですけど、私はどういうわけかじ運がよくて思い通りのゼミが取れて。ですから、憲民刑を取っていったんです。

そのうちに、時代だと思えますけど、経済学の勉強というのが非常に学生の中で盛んだった時代で、これは、学部を問わず経済学を勉強するサークルとかがたくさんあって、色々な群雄割拠の思想闘争の時代なんで。経済学というのが面白くなっちゃって、法学を勉強しながら経済学も勉強して。で、経済学勉強しながら法学勉強できないかっていうふうに考えたときに、経済法というのがあるということに気がついたのが3年生の終わりぐらいです。ですから私は4年間で経済法のゼミは取ってないんですよ。

憲民刑をやっている、民法中心に勉強していたんですけど、経済学が面白くなっちゃったんで、経済法だったら経済学と接点があるので。で、もぐりで経済法の先生のゼミに出させてもらって、大学院に行くときに、これはメインでやろうということで、大学院に行くときに本格的な経済法の出発点だったかなと思います。

岡田—経済学をいろいろ勉強されたときに、経済学にも色々あると思うのですが、どういうものがあったんですか。

横川—まずはサミュエルソン。それから、あの当時は、高知大もそうですけど、東大も高知大もそうですけど、マルクス経済学というのがあって、今はもう跡形もないですけど。いわゆるマル経という、資本論を読むというのがあって、私は、そういう学生が多かったんですけど、社会主義国とりわけソビエト連邦というのが非常に興味があって、もともとはプーシキンという詩人が

好きで、で、ロシア語を勉強してて。だからロシア語をせっかく勉強してるんだからソビエト法をやらんかという……。で、そうするとマルクス経済学を避けては通れない。レーニンもロシア語で読みましたけど(文体が好きで)、マル経全盛の時代ですから資本論は読んだんですけど、私はその当時、近代経済学といった今の経済学が面白くて、市場の分析とか、だから二本立てです。だから、今の大学の教員なんかで資本論を読んだ法律学者というのはちょっと珍しいんじゃないかと思いますが、あの当時は別に普通だった。

岡田—なるほど。ちなみにそこで経済学を勉強されたことは、経済法をやっていく上で役に立ちましたか。

横川—役に立ちましたね。まずは市場分析を経済学的に考えるということと、あとはマル経やってみましたから、市場だけでははかりきれないものがあるというような、市場の外から眺めるとというような感覚も身についたなど。どうしてもそうすると、異端の経済法学者になっちゃいますけど。市場だけやるんだったら市場の中でちゃんと法解釈をしないといけない。けど、市場の外、外部を見ちゃうと、労働とか環境とか見てしまうというところがありましたかね。

岡田—その同世代の経済法学者のみなさんは、そういう経済学、マルクス経済学とか近代経済学みたいなものは……。

横川—マルクス経済学全盛です。マルクス主義法学というのがあったんですわ。その中心が早稲田だったんで、もうマル法全盛の中で、私はソビエト研究をやってたんで、あんなものは社会主義ではないというふうに思っちゃって、そっちでも異端になりました。(笑)

岡田—なんだか異端ばかりですね。(笑)

横川—うん。ずっと隙間を流れてきたというか。

岡田—ちなみに、その大学院に進むというのは、もう大学に入る前から決めていたのか、それとも大学に入ってから……。

横川—うん。いや、もう出来心ですね。4年生でやっとな勉強したくなった。で、早稲田はマスプロ教育ですから、先生と全然お話することってないし、もう刑法のゼミなんていうのは、出席してなくても全員「優」みたいな、50人

ゼミとかそんなのですから。大学院に行ったら先生と議論できる。ですから、他の大学の感覚でいったら、大学院からが大学かなと思いますね。

岡田—修士課程に進んだときは、研究者になるということは考えていらっ
しゃったんですか。

横川—なかったですね。ドクター行ってもまだ考えていなかったかな。

岡田—そうなんですか(笑)では、すごく研究者になりたいと思って大学院に
進んだっていうわけではない……。

横川—うん。わけではない。ただ、研究はどんどん面白くなっちゃったんで。
研究が面白くなるとどんどん使い途がない人間になって。司法試験も受けよ
うと思ってたんですけど、もうそんなこと言ってる場合じゃなくなっちゃっ
たから、学部のうちを受けといたらよかったなと思いましたね。

岡田—なるほど。運命ですね、きっとこれは。

横川—運命ですね。うん。

岡田—大学院に入って、最初に取り組んだテーマは結局何に。

横川—何というか、「独占」という言葉がありますけど、経済法にいう独占と
いうのは市場における独占なわけですよ。だけどもう一つやっぱりマルク
ス経済学的な巨大な経済体みたいなものが市場でどう評価されるかって。要
するに市場の中では市場のシェアはそれほどじゃないけど、背景にもものすご
い経済力があると。例えば、財閥とかいうものが現代法でどう解釈されるか
というのをとりあえずやろうと思って、で、大失敗の修士論文を書いたんで
すよ。

岡田—それはどこか特定の国をテーマにしたとか、日本とかになるんですか。

横川—一応、解釈論に持っていくときには、一番影響力があるのはアメリカな
んで、その段階ではアメリカの事例を取り上げて、なんとかそういう巨大な
経済力みたいなものを法解釈に入れられないかということを考えましたけど。

岡田—それは修士論文。

横川—うん。大失敗。

岡田—(笑)みんな失敗しますけどね、修士論文。

横川—うん。

岡田—で、じゃあ、その博士課程に進まれてから今度はどういう？

横川—それで、要するに早稲田の宮坂富之助先生の研究室だったんですけど、宮坂先生はマルクス主義法学で、で、私みたいな研究を応援してくれる先生だったんですけど、これではちょっと法解釈論の論文は書けへんなど。

で、そのころ消費者問題が結構面白くなったんで、そこで明治大学の木元錦哉先生のところに移りましてね。木元先生も最初ソビエト法を研究したほうが面白いんじゃないかと言ってたんですけど、ソビエト法を研究したらもう絶対日本法には戻ってこれないんで(笑) それで、じゃあ、どっかフィールドがあったらいいねという話で、どこが興味あるかというときに、アメリカ法じゃない面白いところといったらイギリスかなということで、イギリスをフィールドにして。そこからがまともな研究らしくなったかなと思いますね。

岡田—当時、イギリスの経済法とか独占禁止法みたいな研究というのは、日本ではどうだったんですか。

横川—やってる先生、何人かいましたけど、私の研究を見てみなさんやめられた。これはちょっとカットしないといかんので。

岡田—今はとりあえず……。

横川—うん。やっぱりきちんとイギリスやってない先生方だったんで。要するに先行研究に結構、嘘と誤魔化しがあるということは、私は書きませんが、人徳者ですから。ただ、もう引用の仕方で間違いがあるということは指摘されてると思われたみたいで、先行の先生方はやめられましたね。日本の外国法の研究というと、特に独禁法だとアメリカかドイツなんですよ。それで、イギリスやってる人というのは、ほんとにその当時私だけって、傲慢にも言いますわ(笑)

岡田—(笑) 指導してくれる人や、先行文献などがやっぱり大変じゃないですか。

横川—(先行文献は)ないですね、うん。だから面白い。自分が翻訳したものが初めてだっていうのが楽しいですね。判例も自分が最初に手にする。今は結構データ化されてますけど、英米法の紙媒体の判例集は、四国の中には全部はありませんからね。早稲田には幸いなことにあったんですよ、判例集が。あれがね、すごいなと思ったんですけどね、早稲田の昔の先生がポケットマ

ネーで買った。その当時で1,000万円とかっていうのがあって、どなたも使っていないというのがわかるんですよ。会議室にガーッと置いてあって。どなたも使っていない古い判例集、私が手に触れると崩れていくんです、ポロポロポロッと。私が初めて開くんやなっていう。コピーするたびに壊れるんです。で、図書館の人に「壊れちゃいますけど」って言ったら、「もう開いてくださるほうがいいです」って言ったんで、さんざんコピーしまくってね。面白かったです。

岡田—じゃあ、資料的な問題は、早稲田とかで何とかなるんですか。

横川—早稲田と東大ですね。もう圧倒的ですね。山盛り、てんこ盛り、コピーしてきて、読み漁る。高知に来てからは良かったですね。雑念がないから。外国みたいだから（笑）東京の人たちはいつも研究会で研究発表とか、頼まれ原稿とかいっぱいあって忙しいけど、田舎はそういうの少ないですから。英文にのめり込める。若いころは随分読みましたけど。

岡田—イギリスをテーマに選んで、どういう当時のイギリスの問題とか、法律に興味を持たれたんですか。

横川—これは日本の法律の解釈論にもなるんですけど、要するに独占禁止法というのは、競争というのを目的にしてる。だけど、競争というものを維持・促進する意味は何なのかということで、経済学的に言えば効率性とかってなるんだと思うんですけど、やっぱり法主体の自由というものの維持だろうという少数説があるんです。それが、まさにイギリスの独占禁止法というのは、競争というのは目的のごく一部であって、自由の維持というものが結構真正面から出てくる独禁法だったんでちょっと面白いなと思いました。

岡田—そこはやっぱりほかの国の経済法の体系とか考え方とはだいぶ違う……。

横川—だいぶ違う。けど、一応、アメリカから見ても母法ですから、その流れはアメリカにも継受されているというふう考えたので、やっぱりイギリスの研究というのは意義があるかなと思いました。

その後、私は無理ではないかというのを昔どこかで予測したんですけど、EUと一体化してEU法と結合していくというふうになって、私もそのあたりでイギリスの研究、休んだというか、やめたというか。だけど、今度、脱退

していただいたので（笑）、またもう立法作業からこれから研究できますわ。ちょっと無理かなと。イギリスの独禁法とEU法を合体するのは無理かなって。

岡田—予言が当たったと。（笑）

横川—いや、脱退してほしくはなかったですけど。うん。EU法になるのは無理かなって言う……、かなりちょっと性格が異なる法体系を持ってる、ヨーロッパでは。イギリスはヨーロッパなのかっていう。

岡田—そうですね。そこは怪しいですよ。

横川—うん。

岡田—横川先生が若いころに書かれたイギリスのその話とか論文を読ませていただいて、素人的な感想だと、特徴として、はっきりとした法律に基づく命令とかがバシバシ出てくるというよりは、何かこう、色々な委員会があって、報告書を書いたり、あるいは、正式な手続きに乗る前に何か色々な話し合いをして決まっていきたいな、わりとオフィシャルではない感じで……。

横川—そうなんです。そこが一番イギリスの、これは経済だけじゃないですけど、条文とか公式の手続き見てたら実態が分からないという特徴があって。昔、自民党が日本の独禁法を緩和改正しようとしたときに、条文見る限りにおいてはイギリスが一番緩いので、結構、大きな調査団を送ったんですよ。で、出た結論はイギリスは厳しすぎると。運用見たらすごく厳しい、実態としてはものすごく厳しいということで、あまり収穫がなかったっていうことがあって。非公式の行政指導みたいなものって、かなり厳しいことがされてるというのがありましてね。その実態が知りたかったんです。

これはすごくラッキーで、高知大に来て2年目か3年目に文部省の在外研究員に当たりまして、ほかのところは年功序列で決めてるところもあったんですけど、うちの学科は民主的にくじ引きで。

岡田—くじ引きなんですか。すごい。

横川—その当時、十何年に一遍しか来ないんですよ、学科単位で言ったら。そのくじを来たばっかりの私も引かせてもらって、で、当たっちゃって。いきなり在外研究員させていただいてね。くじ運いいんですよ。

岡田—（笑）大事ですね。

横川—その後、帰ってきてから次のくじとか、「横川さん、くじ運いいから代わりに引いて」って言われて、当たりますもん（笑）ほかの人の分も当てました。

それで、行かせてもらって、ロンドン大学のバレンタイン・コラー（Valentine Korah）っていう、ユダヤ人のものすごい魔女みたいなおばはん……、うん。まだ生きてるんですよ。今度のイギリスの脱退で本書くって言ってたんですけど、やっぱりちょっと書けへんみたいやから。もう一回、ちょっと会いに……、会いに行く勇気ないな、怖い。

岡田—（笑）

横川—そういうところ行って、そのバレンタインおばさんが独占禁止法の規制の方向が何で決まるかというときに、本当に一語で端的に言ってるんですけど、要するに企業のトップと行政実務家との間のタフ・ネゴシエーションだと。タフ・ネゴシエーションをやってるという。そこでかなり厳しい合意が取れるというんで、それを見に行つて。タフ・ネゴシエーションっていうのは、どんなのかって、それ、見たかったんですけど、すごい高級クラブの奥の密室でされているみたいで、バレンタインおばちゃんは庶民階級の出だったんで、その会員さんじゃなくて、ついに見られなかった。私も入れないと。そういうところでオックスブリッジの卒業生たちが、立場は違っても同窓生として膝を詰め……。日本の料亭政治みたいなものですよ。

そういうのが行われて。でもどうしてもその高級クラブというのを見てみたくて、地元の経済界の人に一回連れて行ってもらいましたけど。ああ、こういうところでやってるのかというのをみただけで、ワイン飲んできただけで、現場は押さえてないです（笑）

岡田—記録は残るんですか。

横川—残らないですね。ただ、隠れてはやりません。『フィナンシャル・タイムズ（The Financial Times）』なんかにもちょこっと載るんです。「昨夜、何々省の誰々と企業の誰々が会って、何々について合意をみた」とかいう数行記事が出て、何が起きてるかっていうのをみんなが……、っていう面白さがある。で、その話し合いの前提になるのが要するに独占禁止法が作った委

員会の報告書なんです。報告書がかなり実態調査をやるんですよね。で、公益にどういう影響があるかっていう結論を出して、それを踏まえて。命令とか刑罰もないんですよ、独占禁止法には。

岡田—そうなんですかね。

横川—うん。だから、あとは話し合い。あとは私訴。

岡田—普通にこう聞くと、話し合って、記録とかは残ってないんだから、何か言った、言わないとか、そこでまた蒸し返すとかっていうことは起こらないですかね。

横川—私訴が反応しちゃうんで。要するにそういうのがあると、いけると思った人たちが裁判を起こすんですよ、損害賠償とか。で、裁判所はその公益判断をその報告書に従ってしますので、だからそこで飲んだ内容というのは、要するに裁判で実現してっちゃうので、やっぱり日本と全然、そこは構造違うかなと。

岡田—そこは面白いんですよね。その同じコモン・ローの法体系のアメリカの経済法とか独占禁止法とは、その実現の仕方、それとは全然違うもの……。

横川—ただ、あの、私訴、プライベートアクションの重要性というのは、アメリカもわれわれの考えている以上にあると思いますよね。刑罰も厳しいし、行政も積極的だけど、アメリカだと、もうやっぱり私訴が……、何か1個、行政判断が示されるともう雨後のたけのこのように裁判がドーンと出てくるというのは、これはイギリス以上かなと。

岡田—アメリカの方が？

横川—うん。日本だともう独禁法できてから、民間人とか、民間企業が裁判起こしたというのは、20何件ぐらいしかないけど、アメリカは場合によったら年間1万件ぐらいバーッと出ますんでね。これは、お役所に怒られるよりも、刑罰化されるよりそっちのほうが怖いかな、独禁法違反したってなると会社潰れちゃいますんでね。

刑罰というのは、刑務所に行って帰ってくればいいわけやから、会社としては何年か我慢して評判回復待てばいいわけですけど、損害賠償が続々と出てくるというのは怖いでしょうね。むしろそっちのほうが経営としては。

岡田—それこそ、田中英夫先生なんか、法の実現の仕方として、英米法は懲罰的損害賠償みたいなもので実現していく。すごくそこはわかりやすい感じがしますね。

横川—そうですね。こういうのは若いうちにイギリスに行かせてもらったから、ちょっと日本社会と違うなっていうのが感じられるかどうかですよ、やっぱり横文字翻訳してるだけだと、なかなかわかんない。過ごしてみると全然違う、空気が違うとか、若いうちで良かったですわ。くじに当てていただいて……。くじを引かせていただいた先輩たちに感謝しますね。

岡田—そうか。そんな余裕が高知大にあったと。

横川—赴任して間もなくの人がそういうくじ引かせてもらえるっていうのは、普通ではあり得ないですよ。

岡田—そうなんですね。

横川—うん。あのころは文部省の在外研究員に当たらないとなかなか外国に行けなかったから。

岡田—イギリスに初めて調査に行ったのは、そのときですか。

横川—そのときです。

岡田—その後は何回も行かれていますか。

横川—そんなには行ってないですわ、お金もないし、だいたいまとまった時間がない。行ったら住みたい人なんで。1回行ってくと大体資料の取り方もわかるし、誰に聞いたらいいかもわかるし。定年になったら少しまた長期に行って、帰ってこないとか（笑）

岡田—しかもイギリスのEU脱退が起こったから、まさにやれることはたくさんありますよね。

横川—そうですね。

岡田—そうか。ちなみにそのイギリスの経済法と、日本の独禁法・経済法で、逆に似ている点はありますか。

横川—細かい話ですけど、さっき申し上げた独禁法の目的、これは独禁法の目的の公共の利益の中身になるんですけど、珍しく私と最高裁判決が一致しているところがあって。通説は競争の維持そのものそれだけなんですけど、最

高裁はもっと広く経済の民主的な発展って捉えてて、色々な公益を盛り込めるようになって。非常にリスクがあるんで通説はとらないんですけど、私は、消費者の利益とか、中小企業、弱者の権利とかっていうのも含めて考えるべきだと思ってるんで、そういうところはイギリスと同じだなと。

イギリスは判断基準の公益の一項目に競争というのがある。あと、消費者の利益とか、事業者の自由とかいう色々な項目で公益判断していくんですけど、そのへんが、日本の通説はとらないところですけど、多様な公益を考える。

ただ一番違うのは、英米法における公共の利益というのは、日本よりもかなり具体的であると。これも昔論文で書いたんですけど、公共の利益にも、同じ事件を考える場合でも多様な公共の利益を考えていきますんで。まず、こういう公共の利益がある。それよりも若干広い意味の公共の利益があると。それは相対する公共の利益もあるし、もっと広い意味の、もっともっと広い意味の公共の利益があるってあって、公共の利益、インタレスト (interest) が複数形なんですよね。具体的パブリックの具体的利益というふうに捉えてるんです。そのへんが公共の利益、分割もされるし、対立もするということところが面白いなと。

日本はどうしても公共の利益ってかなり抽象的な概念になっちゃいますけど。だから、例えば新幹線の騒音訴訟のときに、イギリス人だったらいくつかの公共の利益の対立として捉える。新幹線を動かす公共の利益と、騒音に悩まされないで生きる人たちの公共の利益。その対立だというふうに、もう天秤に簡単にかかけちゃうんで。経済問題になるともっと複雑に、さまざまな公共の利益を。で、それが八つ、条文で公共の利益が並んで、で、どれが当てはまるかっていうふうにやっていくんですけど。そうすると、で、条文の中の公共の利益が対立していくっていう、そのあたりが面白いですね。岡田一うーん、公共の利益が複数あって、事例ごとに調整していくって、結構大変で面倒くさそうな感じがするんですけど、イギリスの政府とか経済主体なんかはそういうかたちで運用していくっていうことをみんなよいて……。

横川—思ってたんですけど。で、いうことですかね。だからあんな法体系を

EUと合体させるっていうのは、無理かな。うーん。

岡田—そうか。その基本的な考え方みたいところは、あんまりイギリスは変わってないですかね。

横川—一応、イギリスの独禁法、もう廃止というか、停止させてEU法に融合させましたんで。だけど実態がそんなに急に変わるはずがない。かなり摩擦はあったかな。だからこれからが面白いですわ。どのくらいリバウンドが来るかっていうの。長々と。こんなのしゃべったの久しぶりや。

岡田—面白いですけどね。2001年の「英国における再販規制法の展開と書籍再販」(早稲田法學76巻3号)とか、結論のところとかで、イギリスの話を日本に直接持ってくるというのは、背景などが全く違うので、それはなかなか難しいって言うことを言ってらっしゃるんですけど、一方でイギリスをやって、逆に日本の競争法・経済法にとって有益な視点などはありますか。

横川—そもそもイギリスの再販については、紹介されすぎたんですね。要するに日本は著作物の再販を適用除外してて、同じような先輩としてイギリスがあるということで、著作物再販の適用除外の先輩でイギリスだってそうじゃないかというふうにして。これは結構たくさん論文があって。けどでもう前提が違うよと。だから今度は逆にイギリスが再販廃止したからといって日本の著作物再販の廃止の議論にはすぐつながりませんよというつもりで書いたんです。著作物再販について、ちょっと一時廃止の動きがあったんで。

岡田—イギリスの競争法、経済法の研究が一つ柱としてあって、同時にほかにも研究に取り組みられていて、消費者法についても取り組まれてきたと思うんですが、このへんはなぜ……。

横川—私、早稲田から明治に移って、研究してたんですけど、実質的に最も指導を受けたのは、慶應大学の正田彬教授。三大学またにかけて流浪してるんですけど。正田彬教授のところで研究してて、彼の研究というのは、とにかく消費者法と独禁法を分離させないと。消費者の権利から独禁法も解釈するし、独禁法を消費者問題の解決にも使っていくという研究スタイルであったので、かなり消費者問題については慶應で、研究会でたたき込まれたのと。これは偶然ですけど、イギリスのあの独禁法も、これは運用が消費者行政と

独占禁止政策が同じ役所がやってたんですよ。公正取引庁というのがやって、法体系は別なんですけど、実質的に消費者行政と独占禁止政策というのが一体化されてやってるといふところがあって、消費者法というのを結構メインで勉強するようになって。勉強はしましたけど、消費者法についてはあまり業績はないんですけど。

岡田—消費者法というのは、由来というか、出所っていうのは独禁法とは全然違うところから出てくるんですか、考え方とか。

横川—もともと民法だと思うんですよ。ただ私の場合は、消費者問題から出発して、問題解決するためにはどの法体系なんだというふうに探していくって感じですから、独禁法にも来れるし、民法にも来れるし、あるいは行政法、消費者行政の問題というのにもなっていくって。結局、消費者問題の実態調査で終わってしまったかなという。

岡田—実態調査っていうのは、どういうこととかをされたりしたんですか、当時は。

横川—悪質商法とか、食品とかを消費者団体のおばちゃんたちと一緒に調べるみたいな。

岡田—それは高知に来てからですか。

横川—もう東京にいるときからです。高知に来てからもやっていますけど。

岡田—その消費者法と独禁法とかを分離させないっていうのは、逆に言えばもちろん分離して考えるほうが割と一般的だったっていう感じですか。

横川—一般的ですね。うん。

岡田—それは、他の国とかでも同じような傾向なんですか。

横川—どうでしょうね。少なくともアメリカは全然別物ですよ。コンシューマ・ロー (Consumer law) とアンタイラスト・ロー (Antitrust law) はまったく専門も法体系も違いますし、関心もない。イギリスは行政と一緒になってるけど、学者はやっぱり別かな。

岡田—そうなんですか。

横川—うん。日本でも独禁法をやってる人で消費者法をやってる人っていうのはあまりいない。

岡田—この研究とか、調査されたことは、後でまた社会活動についてお聞きしますけど、「高知市民のくらしを守る条例」とか、消費者審議会の活動につながるということですか。

横川—そうですね。そういうことですね。

岡田—わかりました。この点はまた、後でお聞きしたいと思います。

テーマとして独禁法の実証研究というのが多分あると思うので、論文もいくつか書かれたりもしてるんですが、このへんは院生時代からですか。

横川—そうですね。実証研究っていっても数字を集めてくるとか、そういうんじゃないなくて、とりあえず見てこないと書けない。これは、早稲田の時代の民法のゼミの篠塚昭次先生という方がそういうスタイルで、判例研究は現場に行つて当事者に会つてこないと報告もさせてもらえないというゼミだったんで。判例、どこに当たるかが。もう北は北海道から南は沖縄までありますからね。私の場合は、たまたまくじ運よくて、全部東京の判例が当たったんですけど。遠いところまで行くのもいましたけど、やっぱり見てくると説得力違ふかなって思いましたけど。

岡田—そうですね。当事者の方々は話してくれるもんなんですか。

横川—アポイントメントも取れないです。だからもう行っちゃう。

岡田—行っちゃう。とりあえず。

横川—うん。行っちゃう。会つてくれなくてもその人の家の前まで行くだけでもいいというのが篠塚先生の教えで。例えば、借地借家法の判例で、ちょっと借地、借家人に不当に厳しい判決があつて、そのときに、その当事者がどういう暮らしをしているかだけでも見てこい。お医者さんが不当に借家人を追い出して別な建物を建てたつていうケースだったんですけど、追い出された人が今どういう暮らしをしているかというのと、その病院が流行っているかどうか見てこいということだったんで、見て。「その病院、流行ってるはずはないんです」とかいう強引な先生だった。で、私を指導してくれた独禁法の正田先生も「とにかく見てこい」と、「空気吸つてこい」という人だったので、空気吸つてきました。論文に活かせたかどうかわかりませんが、授業はわかりやすくなったと思います。見てきてますからね。

岡田—確かに。ちなみにさっきの病院は流行ってたんですか。

横川—流行ってないんです。報告した人が、本当にお客さんが少ない病院でしたと。だから、そうなるんですっていう先生でした。

岡田—そして、最後に地域研究という柱をちょっと立てさせていただいたんですが。高知にいらしてから色々な研究をされたと、どういうことをされたんですか。

横川—何か地域の研究したいなと思って、なかなか独禁法ネタは高知はそれほどないんでどうしようかと思っているときに、社会学の大野晃先生がいらっちゃって、他の大学に転出するときに、高知の東のほうの中芸地区というところで商工会の人たちと面白いネットワークをつくって、地域おこしの仕事してるんで、その仕事を引き継いでくれというふうに言われて、そこで地域と要するにその経済団体との関係というものを勉強し始めて、これが非常に面白かったんで。で、商工会、商工会議所というのは、むしろ独禁法学者の中では嫌がられるテーマで……。

岡田—なぜですか？

横川—要するに競争促進的ではないということで嫌がられるテーマだったんですけど、実態をあたってみたらやっぱり地域経済にとって欠くべからざるものだなというふうに思ってたして、今回の『高知論叢』の論文でも間に合えばそれを書きたいと思っているところなんですわ。

岡田—間に合うと信じております(笑) それ、何年ぐらい前からなんですかね。

横川—大野先生が出て行ったときからだからな、20年ぐらい、十何年前かな。これは人のつながりもできますしね。

岡田—今もその中芸地区の方々とは……。

横川—いや、バラバラになっちゃいましたね、仲間たちがね。その分、よその人たちとのつながりができて。

岡田—なるほど。今、中道一心さん(元・高知大学、現・同志社大学)たちと科研やってらっしゃるんですが、それはこれですか。

横川—そうです。私にとっては、最後の落とし前をつける研究になるかなと。まだ書いてませんけど。

岡田—経済法とかの観点からこういうものを見る……。

横川—は、嫌がられるテーマ、でしょうね。私は面白いと思ってるんです。面白いというのを書きたい。

岡田—きっと出てくると確信しております。

横川—これがテープ起こしがされるころには、決着ついてるかな。

岡田—今後どういう研究をやっていききたいとか、興味のあるテーマとしては、今どういうものがありますか。

横川—まずイギリスの消費者法についてまとめないといけないなと思っていて、これは原稿を書きためてきてるのをちょっとまとめて公表したいなと思っています。それから地域研究を少し数年かけてまとまったものになりたいなと思ってます。時間もできると思うんで。

岡田—またイギリスに行って調査とかしたりとか。

横川—しないといけないでしょうね。

岡田—なるほど、わかりました。じゃあ、研究についてはいったんこの辺で。

2. 社会活動

岡田—続いて、二つ目の柱で、社会活動といいますか、学外での活動ということで、色々な審議会とかの委員をなさっていたりもするんですが、まず伺いたいなと思っているのが、経済法の話にも関連してくる高知市消費者審議会の委員長をなされたり、あるいは「高知市民のくらしを守る条例」の改正とかに関わったりされているんですが、これはどういう経緯でまず関わるように……。

横川—それが全然覚えてなくて、消費者問題やってるっていうんで入れられたんだろうなと思います。で、委員で入ったときの委員長がその当時の高知大学学長の経済学の関田英里先生だったんです。代々そういう大物が委員長をやる。関田先生がお辞めになられて、高知新聞の論説委員長の方が委員長になったら、それ、仕事の都合でスッと引かれて、あと、横川やれという感じになって長々とやりましたね。

岡田—高知大に来てからわりとすぐになった感じですか。

横川—ヒラ委員はすぐでしたね。委員長は何年やったかちょっと記憶たどってもわかんない。名前が随分変わってるんですわ。消費者なんたら審議会がどうのこうのって。

岡田—トータルで見て何年ぐらい結局、ここには関わられたんですか。

横川—20年くらい。

岡田—20年……。そんな委員いるんですか、20年関わる委員って。

横川—ちょっといないでしょうね。

岡田—すごいですね。あまり聞いたことないですね。

横川—この条例改正まではやろうと思ってたんで。

岡田—じゃあ、改正するということが自体は、もう……。

横川—ほかの自治体なんかも改正を進めてて。ので、高知市もしないといけないなということで、かなり早い時期から準備を始めたんですけど。うちは結構真面目に議論してたんで、結局遅くなりましたけど。

岡田—これ、条例自体が昭和50年にできていて、そのときの改正が平成12年なので、だいぶ、こう、最初にできから改正まで時間がありますね。

横川—そうですね。昭和50年当時というのは、国の法律で一切消費者の権利って言葉は使われてなくて。で、それを補うかたちで先進的な自治体が消費者の権利という言葉を入れてきて、それは東京都とか神奈川県とか神戸市とか、地方都市では松本市と高知市が入れてたんですわ。それがその後の議論で消費者の権利というものがケネディ（元大統領）の権利（1962年の「消費者の権利保護に関する大統領特別教書」）から出発してますけど、もっと具体的なものにどンドンなってきて。それを盛り込まないといけないねということで、各自治体が改正作業してると。うちもこの消費者の権利というの、何を盛り込むかというのにすごく時間がかかって。他の自治体に負けてないと思います、その当時では。

それと東京都とかに学んで、権利というものをただ書くだけじゃなくて、それを実現するために何を書き込まないといけないかというところを。特に苦情の処理とか、不当な取引についてどう調査していくかとかいう実現する

手続というのと連動させて書いたつもりです。いくらでも実現しない権利は書けるんですけど、実現させたいと。

岡田—やっぱり最初にできたときの条例とは、だいぶ中身は変わっていますか。
横川—中身は変わりましたね。本気で使っているかどうかはわかりませんが、本気で使える条例にしたいと。

岡田—そういう新しい仕組みをつくるとなったら反対とか、不安とか、懸念とかも出てきますけど、その辺りは上手くできたんですか。

横川—あります。委員の方々、ほかの自治体では消費者側の代表と事業者側の代表が対立したりとかいうことはあるわけですけど、高知の場合には、ほかの審議会なんかもそうなんですけど、そういうところで利益対立というのはあまりない。どうやったら高知を良くできるかっていうのがあるんで……。うん。あります。ただ、中央からは圧力ありました。あんまり先進的なものをつくったら、突出したら危ないよっていう電話が中央省庁から事務のほうにかかってくる。

岡田—怖い。

横川—これはちょっとテープ起こしできないかなと。

岡田—いえ、ぜひ出します。そうですか。

横川—本当に見てるんやなと思いました。

岡田—そういう情報をちゃんとチェックしてるんですね。

横川—うん。運用のところで実際にやりたいというので、これ、附属の規則なんかのところで使ってるんですけど。例えば、昔、食品なんか製造年月日が書いてあったんですね。それを消費期限、賞味期限にすると。その根拠は日本政府がWTOでそうすると。要するに、海外製品の輸入がしやすくなるわけですよ。約束してきてしまったと。ですから、逆を言うと、製造年月日をつけるということは公約違反になるというような状況のときに、高知でアンケート調査をしたり、事業者の人に……。例えば、パンとか牛乳とかを聞いたときに、もう消費者としてはつけてほしいし、事業者としてはつけたいと。食品というのは、要するに鮮度で勝負したいから、たとえばパンであっても。これは消費期限だったらいつ作られたかわからないわけで。

だから高知の業者としてはつけたいと。消費者もそれを求めているというのがわかったんで、うちはつけましょうと。そういう方針でいきましょうと。ほかの自治体も高知市さんがつけるんだたらうちも倣いましょうかねみたいになっているときに、電話がかかってきましたね。

岡田—怖い。

横川—もうかなり強迫に近い。高知市一つぐらいは潰せるぐらいのことを言うんですわ、中央のお役人は(笑)

岡田—(笑) 怖い。

横川—市長に「裁判になったら負けますよ」って言ったら、「負けてもいいからやりましょう」って言ってくれたけど。色々あった、面白かったですよ。これはちょっとテープ起こしたら迷惑かかるからカットかな。

岡田—まあ、そこは後で考えます。その条例改正とかに携われて、やれることはやったというか、わりと満足……。

横川—国の法律には関われなかったけど、一応、条例とかたちで立法作業ができたというのはいい経験でしたね。

岡田—なるほど。わかりました。消費者審議会以外にも色々な審議会に携われてるんですが。

横川—ほんとにね、今でもたくさんあるんですけど、やっぱりこういう田舎で法律やってると、もう岡田先生もそうだと思いますけど、憲法なんてのは何をやってもおかしくないけど……、私は外科医ですとか、眼科医ですとか言ってもらえないというところありますよね、田舎の診療所というのは。だから来るもの拒まずで引き受けてたら収拾つかないっていうか。ただ自分の専門に役立つものじゃないとお引き受けはしてないですわ。だから教育か研究に活かせるネタがもらえるっていうんじゃないと。うん。

岡田—うん。そうか。そうか。特に何か思い出深いというか、大変だったでも、すごく良かったでもいいですけど、そういうお仕事ってありましたか。

横川—うん。どれも人とのつながりができて面白かったですけど。そうですね。森林管理局の仕事は、これは談合事件があったんで、各森林管理局の入札を監視する委員会を作って、必ず専門を一人入れろとなったんで入ったん

ですけど、これは入札の生データが見られますんで、面白かったです。

岡田—これ、いつごろの話になるんですか。

横川—6, 7年前かな。

岡田—結構じゃあ、最近ですね。

横川—うん。最近です。

岡田—データとかを見て、チェックをして、何か色々な意見とかを述べたりするっていうことなんですか。

横川—そうですね。で、談合の疑いがあるとしたらもう一回調査してもらうとか。実際に森まで行って、どんな工事されてるかっていうのを見たりね、これは面白いですね。

岡田—見に行ったら違いますか。

横川—違いますね。例えば山が四つあって、で、この山はA社が落札、この山はB社、この山はC社、この山はD社ってなると、今の新幹線のあれみたいに、これは持ち回りで決めてるのかなというデータが出てきたときに、実際に山に行ったら、この山はA社しかできないわというのが。もうとにかく機械を頂上まで上げる技術を持ってないとできないとかいうのがわかって。結局得意分野のところを取ってるというのがわかって、ああ、談合じゃないやというのがわかるということもある。

岡田—やっぱりそれぞれの会社の得意分野とか、そういうのもやっぱり勉強しないと。

横川—ありますね。高知は地質が東西に線が走ってて、もうちょっと北に上がると地質がゴンゴン、ゴンゴン変わっていくと、同じ木が生えてても工事が全然変わるんですよね。大手だったらどれでもできるかもしれないけど、中小だったらできる工事とできない工事があると。そこに行くまでのコストでギブアップしちゃうというのもあるし。機械をヘリで降ろせるかどうかとか、ワイヤーで運ぶとかいうときに、工事始めるまでに勝負が決まるみたいなね。面白いですわ、本当に森は。

岡田—チェーンソー持ってれば誰でもできるというわけではない。

横川—わけじゃなくて。うん。いろいろ見せてもらってね。森の下を流れてい

る水が、どのくらい水が流れてるかっていうのを見る井戸とかいうのを見せてもらって。そういうのを森林局がつくってるんですよ。こんなに水が森の下にあるんかっていうのがわかると、森林の大切さというのを学生に語れるじゃないですか。

学生と一緒に間伐に行ったりしたけど。いや、ちょっともういいわ。大学生を山に連れて行くのは大変(笑)

岡田—そうですね。自分だけでも大変なのに。

横川—小学生のほうがもっと言うことを聞いてくれる(笑) これもカットやな。

岡田—なかなか興味深い仕事ですね。今もやられてるんですか。

横川—今もやってます。そろそろ誰かにバトンタッチせんといかんと。

岡田—やれる人がいるのかっていう。そうか。なるほど。わかりました。じゃあ、社会活動はこの辺りにしましょう。

3. 教育

岡田—では、いよいよ最後の柱の教育に入っていきたいと思います。横川先生がどんな授業を担当されてたかというので、「法学入門」とか、「法を学ぶ」とか、「消費者問題と法」、あと「経済法Ⅰ」、「経済法Ⅱ」、「経済法Ⅲ」とかあるんですが、一番やってきて苦勞した講義ってありますか。

横川—講義で苦勞したっていう記憶はあんまりないですね。

岡田—おお、すごい。

横川—結構みんな楽しくて。

岡田—そうですか。

横川—うん。やっぱり苦勞というのは少人数講義でしょうね。

岡田—なるほど。

横川—講義は言いつばなしというのがあるけど。

岡田—そうか。多分、色々な法、憲法とか民法とかって、それぞれ面白い点とか、苦勞する点があると思うんですけど、学生さんに経済法とかいうものを教えるときに難しいところとかってありますか。

横川—これは皆さんと一緒にかなと思うけど、学生がどこでつまづくかというのが最初わからなくて。で、ゼミで一緒にテキストを読んでわかったのは、専門用語でつまづいてるんじゃないと。難しい漢字でつまづいている。これもカットかな(笑)

岡田—(笑)

横川—要するに文章用語でつまづいている。

岡田—なるほど。そこですか。

横川—うん。法律用語の解説だけじゃあかんというのがわかって。要するにそういう専門の本で使う言い回しとか、漢字とかいうところでつまづいているというのがわかった。むしろ法律用語とかってというのは、学生、勉強するから。

岡田—それは昔からそうですか。

横川—来たときに、それ感じて。東京で3年ほど私立大学で教えてて、そのときは気がつかなかったんですよ。もう受講生があまりにも多くて、経済法といたって一コマ1,500人ですから、1,500人の授業だったら学生がどこにつまづいてるかわかんないし。

岡田—それはそうですね。

横川—うん。それでも食らいついてくる学生はいましたけど。いい思い出ですけど。だから高知大に来て大教室っていったって、これ、大教室か?と思いましたがね。このくらいは中教室、小教室だと。

岡田—200人とか、そのくらい。

横川—200人だったら覚えようと思ったら全員顔と名前一致できますよね。

岡田—すごい。

横川—1,500人はもう……。200人だと反応がわかるんですよ。そうするとどこがわかってないかというのがわかりますんで。1,500人だとウケる話しかできません。

岡田—ウケる話……。

横川—うん。とにかく寝させない。集中してもらおうというか、とにかくコメディアンと一緒にですよ。100分間集中してもらって。200人だったらある程度、双方向になりますよね。

岡田—教える内容っていうんですかね、中身って、やっぱり昔と比べて今は大分変わってますか、ご自分の中でも。経済法なり、消費者法とか。

横川—やっぱり法学部出て法学部で東京で教えててっていうと、ほかに法律の授業を取ってるという前提がある。ここは全くそれがありませんから。経済法というのは川下科目で、要するに憲法もやって、民法もやって、刑法もやってくれる人が最後に経済法なんていうのを勉強してもらおうという前提だったけど、少なくとも憲法は取ってる人多いけど、民法、刑法は聞いたこともないというのが大半だから、民法の話をしてるときには民法の初歩の初歩の話をせんといかんし、刑法だったら刑法の初歩の初歩……。独禁法というのはそれをやらないと、損害賠償の話をしたら民法の話をしないとイケない。刑罰の話とか、課徴金は刑罰じゃないんだという話をすると、刑法の初歩の初歩。だから、諸先生方に怒られるような授業してますわ。でも、それやらないとイケないというのがね、なかなかわからなかった。初めて聞くんだっていうのが。法学部で授業するのは全然違う。

岡田—ちなみに、その専門科目の授業と、あと他学部の学生が受ける授業とかで、同じ経済法や消費者問題などを教えて反応は違いますか。あまり変わらないですか。

横川—変わらない。変わんないんですよ。それがちょっとね、うん。やっぱりここの学科の学生はもうちょっと他学科よりは専門に傾斜してるかなって最初思ったんですけど、そんなことないですよ（笑）

岡田—ないですか（笑）いいんだろうか、悪いんだろうか。

横川—これは非常勤の人も言いますね。ここの学科が一番できるかなと思ったからそうじゃなかったとかね。

岡田—（笑）なるほど。やっぱり昔と今を比べて、学生ですかね、受講態度や、能力など、何か変わったなと思いますか？

横川—受講態度、良くなりましたね。まず最初のころはすごい東京の学生に比べたら人なつっこい。大教室であっても必ず声かけてくれるのが随分いて。そのころは4単位だったんで、一年間付き合うんですよ。そうすると、も

う飲み友達もできるしって感じだったんですけど、一時期、バブルのころかな、学生の態度、すごく悪くなって、お行儀の悪い学生が増えて、あのころには戻りたくないですね。

岡田—何でそうなっちゃうんですかね。

横川—勉強しなくなったりいいところに就職できるからかな。お金もあるし。だから堂々と教室横切って、しゃべりながら横切っていくような、全然関係のない学生が。

岡田—すごい。

横川—うん。「ちょっと静かにしてくれ」って言ったら、静かにできないですよみたいな感じで行くようなのがいっぱいいる時代があった。

岡田—そうなんですか。信じがたいんですけど。

横川—その後、結構、バブルがはじけてから学生、おとなしくなって、自分で何もできなくなっちゃった時期があったなと思って。要するに何か自分たちで新しいことを一つやろうとかかいうのがなくて、マニュアル世代からマニュアルも守れない世代になったとか世間で言ってた時代ですわ。その後、また学生が元気になってきて、こういう審議会なんかでも「このごろ高知大の学生さんというのはアクティブになりましたね」とか言われるようになったのが7、8年前かな。今は結構いいと思いますよ、学生。いい雰囲気やなど。

岡田—そうですか。素晴らしい。色々な講義科目、入門的なものから専門的なものまでやられてると思うんですけど、何か気をつけてるとか、工夫とかできたことって何かありますか、授業で。

横川—やっぱり見てきたことを話す(笑)

岡田—なるほど(笑)

横川—うん。だから、パワーポとか、ビデオとか……、一時期はすごくビデオを見せる授業が流行りましたけど、ビデオを見せるとか、パワーポをつくるとかってというのが私面倒くさい人間なんで、見てきたことを見てきたようにしゃべる。言葉で伝えるというのは重要なことかなと思ってますよ。やっぱり言葉で伝えることによって学生も言葉で考えてくれるというのがあって、できるだけ映像は使わない。で、言葉で表現して、学生がそれを言

業でノートに筆記してくれるっていう、古くさい授業ですけど。年取って忙しくなったのもあって、見に行くっていう作業がだんだん希薄になってきて、パワーもなくなってきたんで授業の説得力は格段に落ちましたね。やっぱり人間には定年というものがあるのかなと思いますよ。

1学期に2コマ連続の大教室というのがあって、時間割組んでくれた先生が「これ、大丈夫ですか」って言ってくださったんですけど、昔のつもりで「大丈夫です」って言ったけど、しんどかった(笑)

岡田—(笑)最近ですか。

横川—うん。無理やった。

岡田—いえいえ。まだまだやっていただきますけどね(笑)

横川—いっぱい。1コマは間を空けんと無理やね。

岡田—そうですね。やっぱり体力使いますよね。

横川—体力ね、大教室は。ちょっとでも油断するとね、子どもたちの注意がどっか行っちゃうから。面白いですよ。体調悪いときは、学生の聞いているほうも緩むし。

授業改革で、これは何年くらい前ですかね。授業改革いろいろ騒がれたときに、何年前かな。話し方を学ぼうとって落語家呼んで話し方教室をやってもらったことあるですよ。

岡田—そんなことやってたんですか。

横川—先生相手に。学部長が提案して。そのときに、その落語家がね、朝出るときに勝負は決まっていると。朝、夫婦喧嘩して出てきたというようなときは、あと、どんなに気分転換したって落語はうまくいかない。そんな感じですね(笑)

岡田—(笑)深い。よくわかります。すごくよくわかる。

横川—授業の良し悪しは、その前に決まってますわ。

昔は朝まで酒飲んだって1限目の授業はバシッとできたけど、やっぱりちゃんと睡眠取って休まないといかんですね。

岡田—いや、大事ですよ。そこって。

横川—健康が第一やわ。

岡田—健康が第一。今は学部の授業のを中心にお話をいただいたんですが、もう一個、大学院のほうですよ、でもやっぱりゼミ生さんが割とコンスタントにいらっちゃって、中にすごい熱心に指導されてるなと思うんですが、大学院の授業ってどうですか。お好きですか。

横川—大学院だけですだからね、専門の論文を指導できるっていうのは。学部のほうは、私の場合はテーマ自由にしてるっていうのがあるから、独禁法で論文、卒論書くなんていうのは、一人いるかないかだから。とにかく法律に絡んでたらいよいよという話をするけど、大学院はもう私の専門のテーマで論文書いていただくということなんで。院生、いたり、いなかったりしますが、専門の話で終わる唯一の時間帯という感じですかね。

岡田—その院生さんは学部から上がってくる人と社会人とかだと、どういう人が……。

横川—大体ゼミ出身者でしたかね。

岡田—大学院ではどういう感じで授業されているんですか。

横川—やっぱり初めて経済法を勉強するという前提ですよ。だから最初は本当に経済法を専門的にきちんとやってもらって。で、その後、ほかの大学院だったら洋物を読むわけですけど、そこは、高知大の場合にはメインにできないかなと。だからやっぱり実証研究してもらう、調査に行ってもらおうとかということになりますね。

岡田—みんなちゃんと修士論文とかは書いている……。

横川—うん。だけど大体2年で終わったのは一人だけか(笑)

岡田—(笑) 今まで何人ぐらいの生徒が。

横川—ちょっと覚えてない。5人がそんなもんだと思うけど。絶対みんなフルでいますわ。

岡田—あー。フルだと、今何年ぐらいいられるんですかね、大学院っていうのは。

横川—休学すれば5年ぐらいいられますかね。長いことみんな。だから人数少なかったけど院生がいなくてそんなになかったなと。別に私が強制して残してるわけじゃないんですけどね。一人、絶対2年で出ますっていう女の子がいて、それは意地でも2年で出たけど。

岡田—やっぱり横川先生といえばゼミというイメージが私にはあるんですけど、ゼミって来た当時から持たれてました？

横川—はい。ありましたね。

岡田—最初から割とゼミってうまく回って……。

横川—いやー。私、理想的なゼミと思っているのは、亡くなられた静岡大学の本間重紀先生。あのゼミ拝見して、とにかく学生がどんどん、どんどん調査に行って、勝手に議論進めていく。三日三晩議論続きますからね。

岡田—すごいですね(笑)

横川—本間先生はその間、研究室で寝たりしてるんですけど、学生はもう泣きながら三日三晩議論してるとかって。あれはすごいなって思って、私も最初のころは、「何時に帰れるかわからないゼミ」という悪評を立てていただきました。これは面白いなと思ってるんですけど、昔はきついゼミというと男ばかりになって、今、きついというと女の子のほうが増えますよね。

岡田—そうですね。

横川—うん。これ、時代ですね。ほんとに昔は女の子なんかいない、体育会系男ゼミでやってましたけど、急速に女の子が増えて。

岡田—今は専門演習は3,4年ですけど、当時は？

横川—その当時は、来たときはもう1年生から1年間のゼミ。1年生は社会科学演習というのがあって、それが1年間。2年生も2年生の1年間のゼミがあって、で、あと3,4年は一緒ですよ。1年生も1年間で付き合いから、そのまま4年付き合い合ったりするからものすごく濃いですよね。

岡田—そうですね。今だとゼミの人数、6人ぐらいですけど、当時はどのぐらいですか。

横川—10人だったかな。ずっと10人だったような気がしますね。2年生ゼミというのが人数無制限だったかな。

岡田—へー、恐ろしい。

横川—で、30人、来たときあって。

岡田—授業ですよ、ちょっとした。

横川—今みたいに選抜してくださいとかなかったから、30人引き受けてくださ

いって言われて、で、二つに分けて、よその時間にやれる人はそっちに移ってもらうってということで、15:15にやったときにいい経験になったんですよ。まったく同じようにゼミやったって、1年間やったら全然別になるって。もう、要するにゼミがうまくいくか、いかないかは、俺の問題じゃない。もう学生次第だというのがわかった。うん。

岡田—そんなに違いますか。

横川—二つに分けて、片一方はもう本当に文献研究ゼミになって、次から次へとインターネットもない時代にすごい資料探してきてみんなで読むっていうゼミで、片一方は、どっか行きましょう、どっか行きましょうゼミで、まるっきり別なゼミになった。

岡田—そうか。でも学生によるところって大きいですね。

横川—もう全然。で、どっちが楽しかったかっていったら、どっか行きましょうゼミのほうが楽しかったから、それ以降はそっちに誘導してる。

岡田—誘導は成功するものですか。

横川—そうですね。そのときのどっか行きましょうって言ったゼミの連中は今でも付き合いあります。文献研究のほうはみんな就職、いいところ行って、年賀状もきちんと来るけど、卒業してからまだ会ったことがない。どっか行きましょうゼミは、今年になってからも何人も来てるもん。

岡田—昔のゼミ生が。

横川—うん。20年前。だからやっぱりどっか行きましょうゼミのほうがいいね。もうちょっとじっくり文献を読むゼミじゃないといかんとは思ってるんですけどね、ちょっと。

岡田—両方必要だとは思いますが。ゼミ運営で何か気をつけていることってありますか。

横川—気をつけてもね、ほんとに、学生っていうのは一人一人色々なものを抱えてるんで、私の一言がすごい心ない一言になってしまうことがある。というのは、気をつけてもなかなか読めないですね。早稲田みたいにゼミで20人も30人もいるっていったら一人一人と向き合うことないけど、こういう少数人数になったら、学生と向き合うっていうのがすごい重い仕事としてあるんだ

なって。だから特に最近の学生さんというのは、言葉をすごく重く受け止める人が増えたなと思ってるので、気をつけないかなと思ってますわ。昔やったら普通に言った言葉でもね、今は大問題やからね。

でも楽しかったですよ。ほんとに30年もおったらね。30年前の学生って、ねえ、もう50過ぎてるから。だからこの間、中道(一心)さんと宮崎行ったときに、宮崎のゼミの卒業30年前の第一期生にメール打ったら、「行きます」って言って、「俺、もう全然変わっちゃったからどうしよう」と言ったら、「俺が先生、見つけます」って言うんだよ。「何で？」って言ったら「俺のほうが全然変わってます」って。確かにそうやった。

岡田—そうですか。

横川—うん。もう毛が一本もなくなってたら全然別人(笑)

岡田—どっちが先生か、わからないですね。

横川—その当時のほかのゼミの学生も集まってくれて、楽しかったですわ。突然、そいつもね、10年前に1回訪ねてきてるんだけど、アポイントメントもへったくれもなく、「来てみましたけどいなかったので帰ります」ってお土産だけドアにぶら下げてるから、とにかく今度宮崎に行ったら絶対会ってやろうと思って。

こないだも土曜日にゼミ生と鍋やってたら、東京と徳島と広島と大阪の卒業生が来て、「いてくれて良かった」って。いなかったらどうするの？みたいな。

岡田—それはみんなで連絡を取り合って。

横川—やっぱり社会人になって休みがなかなか取れないので、すごい仲良し4人組だったんだけど。

岡田—じゃあ、同期の方ですか。

横川—同期の。それで、前の晩に、明日、全員休みだということがわかったって言って、じゃあ、高知に行こうと。

2年前にもそれで来てね、たまたまいたんよ、俺。今日もいるような気がしたとかね。いなかったらどうするよみたいな。面白いです。何年前の学生でも突然来るわ。

岡田—何でなんですかね。やっぱり邪魔をしたくないとかってことですか。

横川—あらためて伺いますって言いにくいんじゃない。

岡田—確かにね、気は使いますよね。

横川—だから別にいなかったら土産でもぶら下げていこうって。今年は来客が多くてね。みんな、勘でわかっているのね。そろそろ先生、いなくなる。うん。今年ぐらいだろうと。先生、卒業したら二度と会えんとかね言って来るわ。こういうのはやっぱり高知大で良かったなと思う。

岡田—何か OB 会的なものってあるんですか。

横川—そういうこともやらないんだよね。だから、横川ゼミのホームページぐらい作ったらいんじゃないかっていってホームページの枠だけ作ったんだけど、誰も何も管理しないから、「横川ゼミ」って名前だけ書いてあったホームページがあるわ。

岡田—そうなのか。それでも皆勝手に来るっていうのが横川ゼミらしい感じがしますね。

横川—いつ、誰がいたかっていうのがだんだんね。来たらわかるんやけど、自分じゃ、書き出せない。誰がいたっけな。来たらわかるけど。

おわりに

岡田—そろそろ締め括りになるんですけど、大学院に入って研究者になったころに、自分はこういう研究・教育をやっていくと予想されてましたか？

横川—うーん。もうちょっと研究者に傾斜した生活になるかなって思ってたけど、結局、一番重点分野は教育でしたね。

岡田—そうですか。

横川—うん。私の家系は学校の先生がものすごく多くて、江戸時代から寺子屋で……。

岡田—納得です（笑）

横川—それで父も母も小学校の先生で、「学校の先生はつまらんから、和ちゃんは今ちょっと何か面白い仕事に就いたほうがいいよ」って言われ続けて

たけど、結局学校の先生だったなと（笑）

やっぱり学生相手にしてるときが一番楽しかった。これは、東京の大学にはないことだったろうなと思ってる。だから、まあ、東京の大学に戻る機会というのは何回かありましたけど、いつもそのとき担当している学生、考えちゃうから、放り出していけないなって思ったのと、そのうち、妻が完全に住み着いちゃって、東京に戻るんだったら単身赴任とか言われちゃって（笑）

岡田—（笑）すごい。

横川—うん。結局、定年までいるとは思わなかったけどね。

岡田—なるほど。最初からずっと高知にいるとは思ってなかったけど、結果的に。

横川—思ってたかったですね。とにかく東京から出たくないっていうのは、あって、関西の大学からの話を二つぐらいお断りして、その後、その当時は一本釣りでですから、高知大から出て行かれる経済法の先生から電話があって、「来てみませんか」って言ったときに、高知は面白そうだなって思っちゃったんですよ。

岡田—どこがいいと思ったんですか。

横川—まず、行ったことがなかったし。あとは、月並みですけど龍馬が大好きだった。暖かいところに行ってみたいなと、数年ぐらい（笑）

岡田—なるほど（笑）

横川—（高知に来て）33年か、32年かな。

岡田—それぐらいになるんですか。変わりましたか、高知は。

横川—変わらないね、高知って（笑）

岡田—（笑）良かれ悪しかれですかね。

横川—うん。

岡田—高知大学とか人文学部とかの環境とかはどうですか、来たときと比べて。働きやすさとか。

横川—人間関係は良くなったと思いますね。これは昔よりずっといいかなって。そんなこと言うと差し障りあるかもしれないけど。特に最近、うちの学科なんか、若い方々が仕事ができ、人柄も良くてっていうフレッシュな人が増えて、いい雰囲気ですね。

彼らに鬱陶しいと思われぬようにせんといかんと思ってますわ。

岡田—いえいえ。そうか。逆にこのへんもうちょっと変わったほうがいいかなとか、何かありますか、学部やコースなどで。あるいは昔と比べてちょっとここがあんまりあれかなとか。

横川—そうね。どうしたらいいんやろうね。まあ、まあ、私が若いころのほうが研究時間あったな。情け容赦なく若い人に仕事いってるなって。

岡田—そんなに違いますか。

横川—もうちょっと時間くれた。

岡田—なんでしょうね。授業が増えたっていうわけでは。

横川—雑用が多すぎるんじゃないですかね、委員の数とか。私、1年目って、経済学会の委員だけだから。ほか、何もなしだったから。

岡田—何か委員会とか、入試とか。

横川—何にもなし。

岡田—すごいですね。

横川—そんな優遇、今では考えられないよ。

岡田—そうですね。いないですね、そんな人は。

横川—2年目も3年目も仕事、そんなきつかった覚えもないな。

岡田—大きく変わってきたのって、どの辺りからになるんですか。

横川—まあ、定員削減……。そうですね。共通教育の大綱化というのは、規制緩和であって、全然規制緩和じゃなくてっていう走りですよ、まずね。自由にするということは、こっちに責任があるっていうことで、それが結局、大学の法人化につながってって、国立大学のときより締め付けが厳しくなるわけですよ。国立大学だったら文科省に責任があるわけで、維持していく。だから独立させたんだから別に死んでも構わんと。あのあたりからきつくなって、コスト削減も厳しくなって、定員削減も厳しくなって。

大体、東京の大学と一番違ってるのは、事務職員と教員の仕事の配分。要するに早稲田とか明治とかだったら事務が完全に握ってる仕事をかなり教員がやってるっていうのは、これは最初からそうだったね。それに、事務職員の定員削減が拍車をかけちゃった。教員も事務職員もへとへとになってる感

じがします。

岡田—そうなんですか。

横川—うん。高知大というのは。

岡田—それは国立大学だからではなくて、高知大独自という感じですかね。

横川—うん。あったのかな。普通、例えば大きい大学だと、カリキュラムとか入試とか、試験日程とか、就職とかというのは専門職員がいて、かえって教員はあまり口だせなくて、その指示に従ってメインの仕事だけ教員がやるっていう感じやって、ここは教員のやることの配分が昔から高かったと思います。

岡田—そうなんですね。

横川—うん。ちょっとびっくりした。

岡田—いや、最近そうなったのかなって思ったけど、前からそうだったんですね。

横川—今ほどじゃなかったけどね。

岡田—そうかそうか。さらに。

横川—教員がこんなとこまでやるんかと思って。その代わり、東京の私立大学って事務の権限ってすごい強いから、給与も教員と同等の大学もあるし、同等だったら、給与も権限も同等で。だから同じ経営者であるというのが強かったけど、ここはもうとにかく教員が走り回っている。これは昔からやね。

岡田—なるほど。少し謎が解けました。

横川—教員がやる仕事じゃないはずの仕事が多すぎると。それは事務の人でプロがいるわけやから。例えば、明治だったら就職のプロがいるわけで、他の大学でも全国的に有名な就職名人が事務にいて、教員なんていうのはむしろ口出しができない。教務だって試験時間の割り振りとかってというのは、事務が勝手に決めるわけで。教員は、「はい」と言っただけで、その時間に行って試験やると。だからむしろ権限はこの教員あるけど、その分、仕事が……。

岡田—なるほど。

横川—ここまで事務職員が減っちゃったらもう取り返しもつかないと思うけど。教員の事務力をあてにしたシステムになってるから。だから可哀想だと思う。事務能力ないと暮らしていけない大学だもん。

岡田—そうですね。

横川—うん。研究か教育，どれかできたらさ，どっちかできたら御の字だと思うんだけど。うん。研究だけで来てる人っていうのは，むしろ有害扱いだもんね。

岡田—(笑) そうですね。公募とか，採用するときもその基準になっちゃってますね。

横川—なっちゃってますね。私みたいに事務力がまったくない人間が一応管理職というものでやらされたというのが異常事態だと思う。

岡田—いやいや，適任だと思います。

横川—いえいえ。それはカットしてください。ほんとに事務能力ないからね，私はね。ほんとに同僚や後輩や事務の方々に助けられてやっとここまで生きてきた。これもね，東京だったら，管理職に生き甲斐を感じている教員がいるわけやん。「目指せ，学部長」みたいな人がね。これだけ，なんでうちは満遍なくみんなにチャンスがあるんやろうな(笑)

岡田—(笑) 不思議ですね。なぜでしょうね。

横川—うん。なんか，長がつくメリットがないんだよね。

岡田—そうですね。ないですね。

横川—ただ，クソ忙しいだけ。

岡田—確かに。最後，切ない話に……。

横川—一定年になって一番嬉しいのは，そういう雑用から解放される。

岡田—されるでしょうか(笑)

横川—いや。委員の仕事がないっていうのはすごい気分楽やね。

岡田—そうですか？

横川—うん。だから文部科学省の在外研究員の話，先にしましたけど，あれ，当たって嬉しいのは，1年間，そういうものから解放されることだって皆さん，言っていましたね。

岡田—わかります，すごく。

横川—すごく自由になるんですよね。だからやっぱりサバティカルとかは絶対残さないといけないなと思ってますわ。

岡田—なるほど。いいお話ですね。わかりました。最後はちょっと切ない話を

伺いましたが、今後の展望も伺えてよかったです。

横川—すみません。何か雑駁で。こんなのでいいのかな。

岡田—もちろんです！ 本日は長時間にわたってお話を伺わせていただき、ありがとうございました。

(2017年12月27日 高知大学人文社会科学部棟にて収録)

